

平成26年度「山梨県消費生活相談員」の皆さんをご紹介します!

山梨県では、県内の全市町村で「山梨県消費生活相談員」を委嘱し、地域において消費者トラブルを未然に防ぐための啓発活動を行うとともに、身近な相談窓口として活躍していただいています。

消費生活に関する相談や疑問に思っていることなど、お気軽に「山梨県消費生活相談員」に声をかけてください。

甲府市

河澄 みどり 湯 村
熊王 日登美 武 田
剣持 秀次 羽 黒 町
志村 昭子 小 曲 町
真貝 りら 国 母
竹内 まさ子 湯 村
筑山 正子 湯 村
時田 順子 太 田 町
山岡 由美子 上 帯 那 町
山村 美幸 大 里 町
山村 元子 大 里 町

富士吉田市

稲垣 みち子 上 吉 田
滝口 さゆり 上 暮 地
常盤 光恵 下 吉 田
吉村 ひとみ 松 山

都留市

土橋 綾 十日市場
藤本 道子 古 川 渡

山梨市

奥平 洋子 歌 田
向山 ひろみ 牧 丘 町 隼

大月市

志村 きよ子 梁川町塩瀬
根岸 光子 猿橋町殿上

韮崎市

笹本 恵 清哲町水上
遠山 なつ子 水 神
樋口 浩子 神山町鍋山
矢崎 永子 大草町上条東割
若尾 鈴子 旭町上条北割

南アルプス市

神山 千里 塚 原
小松 和美 下 宮 地
斉藤 いづみ 山 寺
斉藤 尚子 沢 登
齋藤 洋子 上 高 砂
塩沢 梅子 上 今 諏 訪
水地 幸子 鏡 中 條
藤巻 喜代子 沢 登
満田 正明 飯 野 新 田

北杜市

草野 香寿恵 長坂町富岡
茅野 昭子 小淵沢町上巻尾
藤森 みつ子 長坂町大八田
八代 菜美子 明野町上手

甲斐市

長田 純子 大 久 保
久保田 範子 西 八 幡
清水 昌子 西 八 幡
内藤 春恵 下 今 井
柳本 和子 宇 津 谷
吉田 けい子 龍 地

笛吹市

相川 昭夫 一宮町金田
板橋 嘉子 石和町小石和
小林 ゆき江 八 代 町 南
齋藤 文雄 春日居町小松
新田 治江 境川町寺尾
馬場 由美 春日居町寺本
森 二美子 春日居町別田

上野原市

石井 文子 桐 原
石山 純 コモアしおつ
杉本 文江 上 野 原

甲州市

鮎澤 京子 塩 山 熊 野
菅原 春美 塩 山 上 於 曾

中央市

赤池 厚子 東 花 輪
丸山 静佳 下 三 條

市川三郷町

市瀬 百合子 上 野
木村 ツヤコ 下 大 鳥 居
深沢 和子 岩 間
村松 初枝 印 沢
依田 眞佐子 高 田

早川町

望月 利仁 赤 沢

身延町

笠井 はま江 西 嶋
中村 圭子 波 木 井

南部町

芦川 佳子 成 島

富士川町

深沢 好美 鯉 沢
横沢 允恵 鯉 沢

昭和町

跡部 恵美子 押 越
玉川 秀城 築地新居
内藤 佳代子 築地新居

道志村

池谷 香苗

西桂町

勝俣 珠枝 小 沼

忍野村

後藤 照江 内 野
渡邊 洋子 忍 草

山中湖村

羽田 きく江 平 野
高村 里子 山 中

鳴沢村

渡辺 成子

富士河口湖町

倉沢 松代 勝 山
穂阪 四郎 船 津
渡辺 節子 船 津

小菅村

亀井 けい子

丹波山村

酒井 智子

(市町村内50音順・敬称略)

食育推進シンポジウムを開催します!!!

6月は食育月間です!!「食への感謝の気持ちを醸成する体験活動の普及」をテーマとしてシンポジウムを開催します。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

日時・場所 平成26年6月25日(水)午後1:30~4:10 山梨県立文学館講堂

内 容 基調講演「いただきます~山梨の食の恵み~(仮)」

講師: 柿沢安耶 氏 (パティスリー ポタジエ オーナーシェフ)

お問い合わせ 山梨県消費生活安全課 電話 055-223-1588 FAX 055-223-1587



かいじ号



5月は消費者月間です!!

つちがらつ消費者 ~安全・安心な暮らしのために~

近年、地域・家庭のつながりが弱まる中、高齢者の相談件数が増加しており、積極的な見守り対策やサポートが必要となっております。

そこで、期間中は右記のとおり、展示やDVDの放映を行いますので、ぜひ、ご来場ください。

場 所	県防災新館1F	県民生活センター
期 間	5/21~5/30	5/1~5/30
内 容	啓発用DVDの放映	
	啓発パンフレット等の配布	
	パネルの展示 など	

出前講座のご案内

みなさまのところへおじゃまします!

山梨県県民生活センターでは、出前講座を受け付けております。

最近の悪質商法の手口は?携帯電話・スマホを使うときの注意点は?など、様々なご希望にお応えします。

まずは、お気軽にお電話ください。

過去の実績:小学校・中学校・高校、大学、老人クラブ、地域の会合、各種団体の研修会 など

食品表示ガイドラインが公表されました

消費者庁は、メニュー・料理等の食品表示に関する景品表示法上の考え方について、Q&A形式で分かりやすく示したガイドラインを公表しました。

優良誤認表示って?

実際のものよりも著しく優良であると示することで、不当に顧客を誘引し、一般消費者の自主的・合理的な選択を阻害する恐れがある表示は、景品表示法で不当表示として禁止しています。

ガイドラインの構成

- 景品表示法の概要
- 不当な表示の禁止に関する基本的な考え方
- メニュー表示(肉類、魚介類、農産物、小麦製品・乳製品・飲料)に関するQ&A(35問)

ガイドラインの主な事例			注 ○:問題なし ×:問題あり △:場合により問題あり
材料	表示	判定	理由
牛脂注入加工肉	霜降りビーフステーキ	×	加工していない生肉の切り身を焼いた料理と認識する。
ブラックタイガー	クルマエビ	×	ブラックタイガーとクルマエビは異なる魚介類であり、同じものであるとは認識されない。
既製品のジュース	フレッシュジュース	×	その場で果物が搾られて作られた新鮮感のある果実飲料が提供されると認識する。
解凍魚	鮮魚	△	一般的に使用される魚が新鮮なものであると認識する。ただし、新鮮さを強調すると問題である。
合鴨肉	鴨南蛮	○	一般的な料理の名称として広く浸透しており、その選択において、食材の違いに通常影響されないと認められる。
サーモントラウト	サケ弁当、サケおにぎり サケ茶漬	○	一般的な料理の名称として広く浸透しており、その選択において、食材の違いに通常影響されないと認められる。

詳しい情報については、消費者庁ウェブサイトの「食品表示等問題対策専用ページ」をご覧ください。
URL <http://www.caa.go.jp/representation/syokuhyou/index.html>

「やまなし消費者教育推進計画」を策定しました

～公正で持続可能な社会の実現に向けた消費者教育の推進～

消費者被害の防止や「消費者市民社会」の形成のためには、消費者が自立(自ら考え、自ら行動する)することや消費者の社会的役割(消費行動が社会に与える様々な影響)を認識することが重要です。

消費者の自立を支援し、消費者に社会的な役割を認識してもらうための教育が、「消費者教育」です。

県では、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、市町村などとの連携と協働のもと、消費者教育を総合的・体系的に推進していくため、「やまなし消費者教育推進計画」を策定しました。

1 | 計画の策定

◎計画の位置付け

消費者教育推進法、消費者教育基本方針に基づく法定計画

◎計画の期間

平成26年度～平成29年度(4年間)

2 | 基本的な考え方

現状と課題

- 消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化、高度情報化の進展等により複雑化し、地域・家族のつながりも弱まる中で、若者から高齢者まで消費者問題が多様化・深刻化。特に消費者被害に遭うリスクの高い高齢者等への見守りが必要
 - 主な相談内容
携帯、パソコンなどのワンクリック詐欺、情報通信料の架空・不当請求、健康食品の送りつけ など
 - 消費生活相談件数 H22 4,514件、H23 4,572件、H24 4,411件
 - 高齢者からの相談件数と全体に占める割合
H22 903件(20.0%) → H23 952件(20.8%) → H24 1,014件(23.0%)
- 消費者教育等を担う県民生活センターの認知度や消費生活講座等の参加率を高めるため、更なる周知や工夫が必要
- 学習指導要領による消費者教育は、家庭科、社会科等で実施。
消費者教育の一層の充実を図るため、教職員の指導力向上や教育内容の工夫等が必要

消費者教育の推進の意義

- 自立した消費者や消費者市民社会の形成に寄与する消費者の育成
 - 被害に遭わない合理的な意思決定のできる消費者
 - 社会の発展に積極的に関与する消費者
- 消費者教育が育むべき力
 - 環境などへの影響を理解した適切な商品選択
 - 他者と協働した課題解決への取組
 - 商品等に内在する危険の回避
 - 生活管理や健全な家計の営み
 - 消費生活の向上に役立つ情報の活用



消費者市民社会

- 消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会
- 一人一人の消費者が、自分の周りや将来生まれる人々の状況や内外の社会経済情勢、地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会

3 | 計画の目標と取組

【重点施策①】 高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進

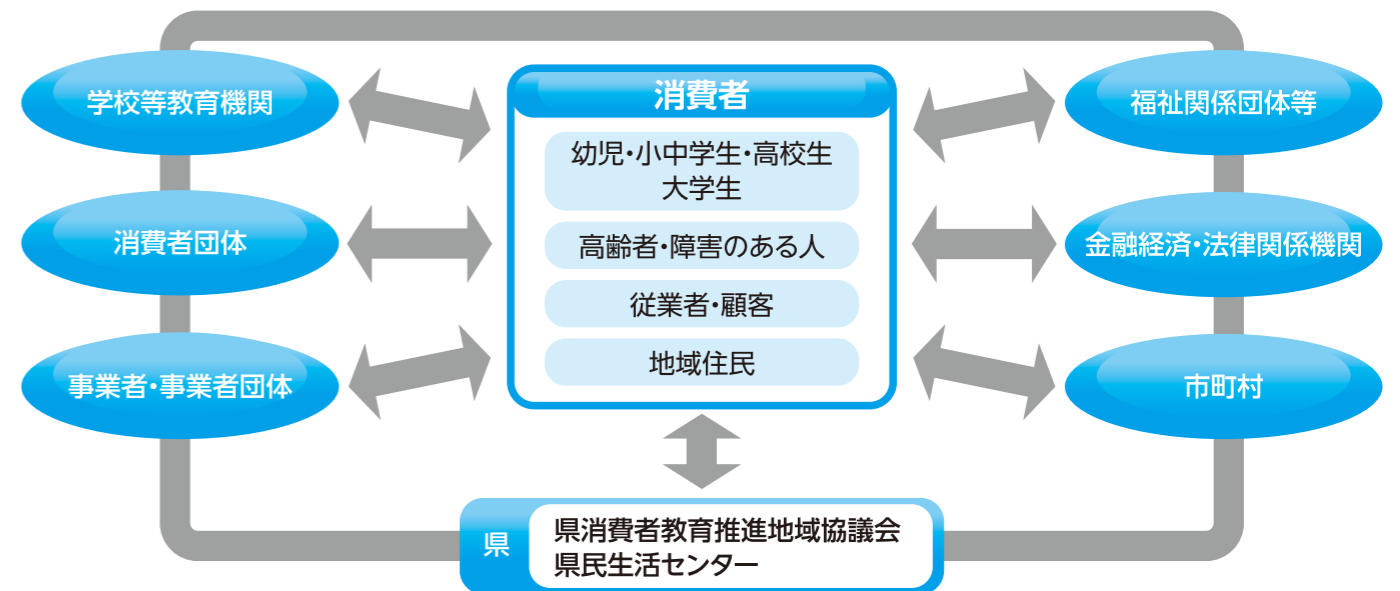
消費者被害に遭うリスクが高い高齢者等に対する消費者教育の充実、消費者団体、福祉関係者などと連携した高齢者等を見守るネットワークの構築

【重点施策②】 小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進

児童生徒の発達段階に応じた消費者教育、金融広報委員会等との連携強化

基本目標 ①	基本目標 ②	基本目標 ③
ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進	消費者教育の人材(担い手)の育成	関連する教育及び消費生活に関する施策との連携
<ul style="list-style-type: none">●学校教育等における消費者教育の推進 幼児期、小学校期、中学校期、高等学校期(重点施策②)及び大学等消費者として成長する基礎を培う教育●地域社会における消費者教育の推進 高齢者・障害がある人(重点施策①)、若者及び成人の日常生活における実践的な消費者力の向上●職域における消費者教育の推進 自ら合理的に判断する社会人の育成、消費者の声を反映した商品等の提供促進	<ul style="list-style-type: none">●幼・小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上 県民生活センター等と連携した研修の実施、全国的な研修会等への参加や指導事例集の活用●大学等における教職員の指導力の向上 消費生活講座等の活用促進●地域人材の育成 市町村における消費者教育の担い手育成のための取組に対する支援、地域における消費者教育の調整役(コーディネーター)の配置等の検討	<ul style="list-style-type: none">●関連する教育(環境教育、食育、金融経済教育、国際理解教育及び法教育)との連携 有機的な連携による学校や地域における消費者教育の効果的な推進●消費者の安全・安心の確保 効果的な情報提供、理解を深めるリスクコミュニケーション●消費者の意見の反映 消費者教育推進地域協議会開催、県民意識調査結果等の反映●苦情処理・紛争解決の促進 相談体制の充実、相談窓口等の周知

県民生活センターを消費者教育推進の拠点とした学校教育・地域・職域との緊密な連携・協働



4 | 計画の推進

県消費者教育推進地域協議会を結節点とした関係機関等との連携強化とネットワーク化による施策の推進